

平成29年改訂

中学校 教育課程実践講座

総 則

天笠 茂 編著



目 次

序 章 新学習指導要領「総則」の読み方

- 1 このたびの学習指導要領改訂を象徴する総則 2
- 2 総則の全体像 3
- 3 学習指導要領と教育課程の編成 5
- 4 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開 8
- 5 三つの資質・能力で各教科等を貫く：総則と教科等をつなげて読む 10
- 6 カリキュラム・マネジメントの基本形を示す総則——チェックリストとしての役割—— 12
- 7 生徒の発達への支援など諸課題への対応——総則から読み取る学校の新教育課程への構え—— 17

第 1 章 学校における教育課程の意義

- 第 1 節 新学習指導要領改訂の背景とポイント 21
 - 1 新学習指導要領改訂の背景 21
 - 2 新学習指導要領のポイント 22
- 第 2 節 学習指導要領の変遷と新学習指導要領の位置付け 24
 - 1 資質・能力の育成と学習指導要領の変遷 24
 - 2 新学習指導要領の位置付け 27

第3節	これからの学校教育における教育課程の意義——学習指導要領前文を手掛かりにして——	29
1	学校教育が目指すものとその基軸としての教育課程	29
2	「社会に開かれた教育課程」の実現	33
3	学習指導要領が果たすべき役割と期待	35

第2章 新教育課程の「知・徳・体」と資質・能力の育成

第1節	中学校教育の基本と教育課程の役割	40
Q	総則の「第1」はどのように改訂されましたか。	40
第2節	「知育」としての「確かな学力」	42
Q	新学習指導要領では学力をどのように捉えていますか。	42
第3節	「徳育」としての「豊かな心」	46
Q	「豊かな心」についてどのように記されていますか。	46
第4節	「体育」としての「健やかな体」	47
Q	「健やかな体」についてはどのように記されていますか。	47
第5節	育成を目指す資質・能力	50
Q	育成を目指す資質・能力とはどのようなものですか。	50
第6節	三つの柱の背後にある学術的研究動向	52
Q	「資質・能力の三つの柱」をどのように捉えればよいですか。	52
1	内容中心の教育の何が問題か	52
2	非認知的能力の重要性と教育可能性	54
3	子供の学びのメカニズムとの合致	54
第7節	「各教科等の特質に応じた『見方・考え方』との関連	56
Q	「各教科の特質に応じた『見方・考え方』とはどのようなものですか。	

第3章

学校教育目標と教育目標編成の新基準

第1節 学校教育目標と資質・能力の明確化 60

1 学校教育目標の明確化 60

Q 教育課程の編成と学校教育目標にはどのような関連があるのですか。
60

2 育成すべき資質・能力の明確化 62

Q 育成すべき資質・能力はどのような側面から捉えればよいですか。
62

第2節 社会に開かれた教育課程と教育課程編成の在り方 67

1 「社会に開かれた教育課程」のねらい 67

Q 「社会に開かれた教育課程」を実現するための条件は何ですか。 67

2 教育課程編成の在り方 68

Q 「カリキュラム・マネジメント」に基づいた教育課程編成のポイント
を教えてください。 68

第4章

「まとまりのある内容」ベースの指導計画

第1節 新学習指導要領は何を目指すのか 74

Q 新学習指導要領にはどのようなねらいがあるのですか。 74

第2節 質の高い学びとはどのようなものか 76

Q 「主体的・対話的で深い学び」について教えてください。 76

第3節 質の高い学びと「カリキュラム・マネジメント」 80

Q 「カリキュラム・マネジメント」について教えてください。 80

1 「カリキュラム・マネジメント」の必要性 80

2 「カリキュラム・マネジメント」の三つの側面 81

第4節 質の高い学びを目指すための方策 82

Q これからの学校教育目標と指導計画の在り方について教えてください。 82

- 1 学校の教育目標についての共通理解 82
- 2 1単位時間における学習過程 84
- 3 時間や内容のまとまりごとの指導計画に基づく指導 84
- 4 時間や内容のまとまりごとの指導計画の作成 86

第5節 校内の条件整備 90

Q 新教育課程に向けての校内の条件整備の視点を教えてください。 90

- 1 指導計画の管理を行う校務分掌の設置 90
- 2 指導実践の改善 91
- 3 校内研究の推進 91
- 4 指導計画・資料等の保管・共有 91
- 5 週ごとの指導計画（週案）の活用 92

第5章

資質・能力育成の視点から見る 幼小連携と小中連携・一貫教育

第1節 学びの連続性を重視する 94

Q 学校段階間の学びの連続性を保つために必要なことは何ですか。 94

- 1 指導要領改訂の基本姿勢 94
- 2 学習指導要領をどのように読むべきか 96
- 3 学びの連続性と教育課程の編成 96
- 4 授業と指導計画 97

第2節 幼稚園と小学校の連携 98

Q 幼小の円滑な接続のために必要なことは何ですか。 98

- 1 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 98
- 2 生活科を中心としたスタートカリキュラム 99

3 地域における幼小連携 102

第3節 小学校終了までに育成を目指す資質・能力と中学校との接続

..... 104

Q 小中の円滑な接続のために、小学校終了までに育てておきたい資質・能力とはどのようなものですか。 104

- 1 学習習慣の確立 105
- 2 主体的に学習に取り組む態度 106
- 3 言語活動の充実 107
- 4 思考力の育成 108

第4節 これからの幼小・小中・中高連携と一貫教育 110

Q これからの校種間連携のポイントは何か。 110

- 1 K-12という考え方 110
- 2 連携・接続を促進するための柔軟さ 111
- 3 評価の原則の連続性 112

第6章

新教育課程の学習過程

——主体的・対話的で深い学びの実現——

第1節 新教育課程での学び 116

Q 新教育課程における学びには何が求められていますか。 116

第2節 「主体的・対話的で深い学び」の実現 118

Q 「主体的・対話的で深い学び」はどのようなイメージで捉えられますか。
118

- 1 アクティブ・ラーニングから「主体的・対話的で深い学び」へ
119
- 2 習得・活用・探究と深い学び 120

第3節 言語能力の育成 122

第4節 学習の見通しと振り返り 123

第5節 自主的・自発的な学習の促進	124
-------------------	-----

第6節 授業設計の具体——算数・数学科「多角形の内角の和」を例に——	126
------------------------------------	-----

Q 「教えて考えさせる授業」とはどのようなものですか。 126

- 1 「教えて考えさせる授業」とは 126
- 2 「多角形の内角の和」の授業 127
- 3 探究とのつながり, そして資質・能力の育成 130

第7章 新教育課程を充実させる情報化対応

第1節 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力	134
-----------------------------	-----

Q 総則では情報活用能力に関してどのように記述されていますか。 134

- 1 総則の記述 134
- 2 情報活用能力とは 136
- 3 情報活用能力の育成とカリキュラム・マネジメント 137

第2節 コンピュータ等や教材・教具の活用	138
----------------------	-----

Q ICT教育における教材・教具の在り方や環境整備をどのように捉えればよいですか。 138

- 1 総則の記述 138
- 2 教材・教具の活用 139
- 3 学校におけるICT環境整備 139

第3節 中学校における情報活用能力育成の教科間連携	141
---------------------------	-----

Q 教科間を連携させた情報教育とはどのようなものですか。 141

- 1 情報活用能力調査の結果 141
- 2 高大接続を見越した学習体験 142
- 3 各教科等との連携 142
- 4 高等学校共通教科「情報」の動向 143

第4節 情報モラル教育 145

Q 情報モラル教育のポイントを教えてください。 145

- 1 総則の記述 145
- 2 情報モラルとは 145
- 3 情報モラル教育における学習活動 146

第5節 指導方法や指導体制の工夫改善 148

Q これからのICT教育における指導体制をどのように工夫改善していくべきですか。 148

- 1 総則の記述 148
- 2 ICTを活用した指導方法の工夫 149
- 3 学校図書館等の活用 150
- 4 学校相互間の連携や交流におけるICT活用 151

第8章 資質・能力の育成を見取る評価活動

第1節 評価から考えた新教育課程の特徴 154

Q 新教育課程を評価から見るとどのような特徴がありますか。 154

- 1 コンピテンシー，21世紀スキル，汎用的能力 154
- 2 三つの柱に沿って指導内容を整理したこと 155
- 3 深い学び 156
- 4 アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び） 157
- 5 形成的評価 157
- 6 自己評価とメタ認知 158

第2節 利用可能な評価方法 159

Q 評価方法としてどのようなものがありますか。 159

- 1 ドメイン準拠評価とスタンダード準拠評価 159
- 2 ペーパーテストとパフォーマンス評価 161

3	ポートフォリオ評価	162
4	形成的評価	163
第3節	新学習指導要領での具体的な評価の在り方	165
Q	新学習指導要領での評価の具体的な姿はどうあるべきでしょうか。	165
1	観点の評価	165
2	総合的な学習の時間の評価	167
3	形成的評価, 自己評価, メタ認知	168

第9章 子供の発達を支える指導と支援

第1節	学習活動や学校生活の基盤となる学級経営の充実	172
Q	新教育課程における学級経営のポイントを教えてください。	172
1	確かな児童生徒理解に基づいた学級経営目標の設定	172
2	一人一人の子供に自己決定の場を	173
第2節	発達の支援のための両輪：ガイダンスとカウンセリング	175
Q	「ガイダンス」と「カウンセリング」はどのような取組ですか。	175
1	計画的・系統的なガイダンスの機会の設定	176
2	日常の会話も大切にされたカウンセリングの充実	177
第3節	特別活動を「要」としたキャリア教育の充実	179
Q	これからのキャリア教育はどのように変わりますか。	179
1	現行学習指導要領総則とキャリア教育との関係	180
2	キャリア教育の「要」となる学級活動	181
3	「キャリア・パスポート（仮称）」の導入	183
第4節	生徒指導及び個に応じた指導の充実	186
Q	生徒指導と個に応じた指導を充実させるポイントを教えてください。	186

- 1 生徒指導の充実 186
- 2 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
188

第10章 特別な配慮を必要とする児童生徒への支援

第1節 障害のある子供への指導について 192

Q 障害のある子供への指導と支援の具体的な取組について教えてください。 192

- 1 背景 192
- 2 通常の学級における支援 195
- 3 特別支援学級における特別の教育課程 197
- 4 通級による指導における特別の教育課程 199
- 5 個別の指導計画と個別の教育支援計画 201

第2節 海外帰国児童生徒等への指導について 203

Q 日本語指導が必要な生徒への支援はどのように行えばよいのでしょうか。 203

- 1 背景 203
- 2 学校生活への適応等 204
- 3 日本語の習得を促す通級による指導 204

第3節 不登校児童生徒への配慮について 206

Q 不登校の子供への指導や支援はどのように行えばよいのでしょうか。 206

- 1 背景 206
- 2 個々の児童生徒の実態に応じた支援 207
- 3 個々の実態に配慮した教育課程の編成 208

第11章 新教育課程のカリキュラム・マネジメント

第1節 カリキュラム・マネジメントの定義と由来 212

Q 「カリキュラム・マネジメント」とはどのようなものですか。 212

- 1 新学習指導要領に見る「カリキュラム・マネジメント」 212
- 2 「カリキュラム・マネジメント」の登場と背景 214

第2節 各学校の特色を生かすカリキュラム・マネジメント 217

Q どのように「カリキュラム・マネジメント」に取り組めばよいですか。
217

- 1 何をどうすればよいのか 217
- 2 どこから手をつけるか 218

第3節 カリキュラム・マネジメントと、各学校の全体計画・各種計画、教育課程の編成・実施との関連 221

Q 「カリキュラム・マネジメント」におけるPDCAについて教えてください。
221

- 1 再びタイトルへ 221
- 2 計画が先か、評価が先か 222
- 3 小中の違い 224

第12章 地域と協働する学校

第1節 コミュニティ・スクール制度とは一体何か? 228

Q コミュニティ・スクールの意義や地域学校協働本部などとの違いを教えてください。
228

- 1 なぜ「地域と協働」が必要なのか? 228
- 2 学校にとってのメリット 229

- 3 学校運営協議会と地域学校協働本部の違い 231
- 4 学校運営協議会と学校評議会・地域連絡協議会・教育懇話会の違い 232
- 5 学校運営協議会の設置状況は地域差がある 232
- 6 学校運営協議会を設置したものの 234

第2節 今までと何が違うのか? 235

Q 学校と地域の協働関係とはどのようなものですか。 235

- 1 「地域とともにある学校」とは 235
- 2 学習する学校：地域の人も学び続ける 236

第3節 学校経営にコミュニティ・スクール制度を生かす方法 238

Q 地域と協働する学校づくりに向けてどのように取り組んでいけばよいでしょうか。 238

- 1 まずは校長の経営方針を明らかにする 238
- 2 学校運営協議会の設立ポイント——「人選」が命!—— 239
- 3 多忙にならない学校運営協議会の運営方法 241
- 4 教職員の参加が実際の学校運営に反映される 241
- 5 地域学校協働本部の作り方 242
- 6 地域学校協働本部のボランティアの募り方 244

第4節 ボランティアを学校に入れる際の注意点 246

Q ボランティアを活用する上での注意点を教えてください。 246

- 1 ボランティア活動前に自己紹介 246
- 2 登録制度は危険 247
- 3 ボランティアの定年制度をつくる 247

第13章 道徳教育の取り組み方

第1節 「特別の教科 道徳」と「道徳教育の配慮事項」 250

<p>Q 教科としての道徳はこれまでとどう違うのでしょうか。 250</p> <p>1 「特別の教科 道徳」の成立 250</p> <p>2 「考え、議論する道徳」への「質的転換」 252</p> <p>3 配慮事項の四つのポイント 254</p>	
<p>第2節 全体計画と道徳教育推進教師 255</p>	
<p>Q 道徳の計画作成と指導体制について教えてください。 255</p> <p>1 全体計画の意義と作成上の留意点 255</p> <p>2 道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備 256</p> <p>3 各教科等における道徳指導の基本方針 257</p>	
<p>第3節 道徳の指導内容の重点化 260</p>	
<p>Q 道徳の指導内容のポイントを教えてください。 260</p> <p>1 全学年を通じて配慮する内容 260</p> <p>2 重点化の内容 261</p>	
<p>第4節 豊かな体験活動の充実といじめ防止 262</p>	
<p>Q 子供たちの人間関係づくりといじめ防止の方策にどのように取り組めばよいでしょうか。 262</p> <p>1 学校や学級内の人間関係や豊かな体験の充実 262</p> <p>2 いじめの防止と安全の確保 263</p>	
<p>第5節 情報公開と家庭・地域の連携 266</p>	
<p>Q 道徳教育において家庭・地域と連携する意義と方策を教えてください。 266</p> <p>1 「社会に開かれた教育課程」と道徳教育 266</p> <p>2 学校と地域・家庭との連携 267</p>	

資料：中学校学習指導要領（平成29年3月）〔抜粋〕 268

編者・執筆者一覧

1 このたびの学習指導要領改訂を象徴する総則

昭和22（1947）年の試案以来、改訂を重ねてきた学習指導要領。このたびの学習指導要領は、一つの到達点として位置付けられる。それぞれの時代の課題に対応して、その折々に生み出してきた知見が集積されており、改訂を重ねてきた学習指導要領の歴史が積み重なっている。まさに、“戦後の集大成”といってもあながち過言ではない。その歴史にあって、このたびの改訂では学習指導要領の構造転換を謳い、これまでの在り方を大きく見直すとした。その象徴が総則ということになる。

ところで、このたびの学習指導要領改訂の性格や特徴を捉えるに当たって、どのように審議を経たか、その過程をおさえる必要がある。今回の場合、教育課程企画特別部会が重要な役割を果たすことになった。平成26（2014）年11月に文部科学大臣より「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」を受けた中央教育審議会は、教育課程部会のもとに教育課程企画特別部会を設けて、改訂の基本的な考え方を議論した。それは、特定の学校種別や教科等にとらわれず、全体を貫くコンセプトの構築を目指すものであり、「論点整理」（平成27年8月）として公表された。

“内容を基盤にした教育課程”から“資質・能力を基盤にした教育課程”への転換を標榜して進められた今回の改訂に当たり、その理念とされる「社会に開かれた教育課程」をはじめとして、実現のための手立てとされる「学びの地図」、アクティブ・ラーニング、カリキュラム・マネジメントなどは、この教育課程企画特別部会における議論を通して組み立てられている。

この「論点整理」の後、各学校段階や教科等別の専門部会を設置して議論を進め、その結果を教育課程部会「次期学習指導要領等に向け

たこれまでの審議のまとめ」(平成28年8月)として、そして、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(同年12月)としてまとめた。この間、一連の過程における議論は、「論点整理」が示す方向性や枠組みを基にしたものであった。

このような経過を経て改正されたのが、このたびの学習指導要領である。平成29(2017)年3月、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が、続いて、同年4月、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が告示された。

この特定の学校種別や教科等にとらわれず全体を貫くコンセプトの構築を目指した一連の審議の経過を受けて、このたびの改訂の全体像を学習指導要領として具体的に表したのが総則である。

2 総則の全体像

このたびの改訂では、新しい学習指導要領のもとに改善すべき事項を次のように6点にまとめ、これをもとに学習指導要領の枠組みの見直しを図るとした。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

その上で、新しい学習指導要領の考え方について共有を図るために総則を抜本的に改善するとした。これまで、総則が果たしてきた役割について、「各教科等において何を教えるかということを中心に、主に授業時間の取扱いについての考え方や、各教科等の指導に共通する留意事項を示すことに限られていた」（「答申」）と捉え、これを改善するとした。すなわち、次のように、このたびの改訂では、総則の位置付けの抜本的な見直しを打ち出した。

- ・ 前述①～⑥に沿った章立てとして組み替える。
 - ・ 必要な事項を各学校における教育課程編成の手順を追って整理する。
- その上で、総則を抜本的に見直すねらいについて、次の点を挙げている。
- ・ 校内研修や多様な研修の場を通じて、新しい教育課程の考え方について理解を深めることができるようにする。
 - ・ 日常的に総則を参照することを通して、「カリキュラム・マネジメント」を通じた学校教育の改善・充実を実現しやすくする。
- 総則は、このようなねらいをもって、次のように六つの柱によって構成されている。

第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

第2 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
- 3 教育課程の編成における共通的事項
- 4 学校段階間の接続

第3 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 2 学習評価の充実

第4 生徒の発達の支援

- 1 生徒の発達を支える指導の充実
- 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第6 道徳教育に関する配慮事項

3 学習指導要領と教育課程の編成

ところで，このたびの学習指導要領には，総則の前に「前文」が設けられた。これも，改訂の特徴の一つとして捉えられる。

(1) 前文について

この点も含め，総則には，教育課程の編成・実施に関わる基礎・基本の事項が記されており，これらの多くは，これまでを引き継ぐものである。そのいくつかを挙げておきたい。

この「前文」について，これは，教育基本法をはじめ学校教育法など一連の教育法令において学習指導要領がどのような位置を占め，いかなる役割を果たすかを明記したものである。

教育基本法第1条に教育の目的，そして，同第2条に教育の目標が掲げられており，学校には，これらの達成を目指しつつ，自分のよさや可能性を認識し，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となる生徒の育成が求められている。そのために，教育の内容を組織的・計画的に組み立てるのが教育課程である。

また，その一連の記述には，このたびの学習指導要領改訂の理念が「社会に開かれた教育課程」であることを示すとともに，その趣旨の